

# あすなる

第3号

令和元年7月19日

宮若西小学校

学校通信

文責(校長：野副)

## 一学期終了。ご支援、ご協力に感謝致します。

昨日、PTA役員全体会がありました。大雨の中、役員、理事の方々の出席率の高さに驚きます。学校の教育活動へのご協力のみならず、PTA活動として、朝の交通指導や授業参観、懇談会へのご出席ありがとうございました。今後も、夏休み終わりの「資源回収」、二学期が始まってすぐの「親子作業」等、ご協力をいただき活動が続きますが、よろしく願います。

さて、明日から三十七日間の夏休みに入ります。事故や病気の無い楽しい夏休みを過ごしていただきたいと願っています。

学校の閉庁については、土日の週休日とお盆の週が閉庁日となります。それ以外の平日は、職員が出勤しておりますので、学校へ連絡してください。

2学期は、九月末に運動会、十月にEウイーク(中学校の文化祭)。十一月に宮西プロジェクト(小学校の文化的行事)と外国語研究発表会、と大きな行事があります。子どもも教師も夏休みにしっかり充電して、二学期に備えたいと思います。

## 重点目標をふり返る

今年の重点目標は

- ①「語先後礼」
  - ②「黙働掃除」
  - ③「静かな廊下歩行」
  - ④「丁寧な言葉づかい」
- この四つを日常的に子どもたち意識させることができるか。



指導する教師の心がけ次第です。子どもたちにときどき注意を促すぐらいでは、絶対に身につけません。徹底が必要です。できていても、できていなくても、日常をふり返る活動を地道に行えば、子どもは絶対に変わります。

## 夏休みに向けて

夏休みをどのように過ごすか。

最初に計画を立てることが大切です。「宿題」「自由研究」「遊び・お出かけ」など、いつまでに何をやるか、はっきりさせてから、夏休みを過ごさせたいものです。

夏休みにはさまざまな活動への募集もありました。「七夕揮毫会」「サマーチャレンジ工作」「サイエンススクール」「社会福祉ボランティアスクール」などに参加する児童もいます。貴重な体験や学習ができると思います。

## 一学期の活動の紹介

### 水泳指導

全学年、プールでの水泳指導を十時間程度実施いたしました。「すぐに水に慣れた」「泳力が十メートル伸びた」というように、顕著な伸びが見られた児童がたくさんいました。



【2年生の水泳指導】

### 五年生カヌー体験

六月十九日が五年一組、二十日が五年二組、二十一日が五年三組。という計画でクラス毎に、直方市にある遠賀川河川事務所主催のカヌー教室に行きました。

カヌー体験だけでなく、バードウォッチングなど自然とふれあう体験を通して、自然のよさを実感する機会となりました。

五年生は、二学期の総合学習で、「環境をテーマにした学習」を行います。4年生の時のサケの放流など、遠賀川や犬鳴川に関わる体験をまとめると課題解決型のすばらしい学習ができると思います。



【カヌー体験】

### 地産地消(宮若牛と宮若米)

宮若市の特産物に、宮若牛や宮若米があります。地産地消の素晴らしさを子どもたちに味わわせたいというところで、宮若市が給食の食材にこの2つを提供する取組が行われました。市内の全幼稚園・小学校・中学校の給食に出されました。保護者の皆様には、当日メール配信を致しましたが、テレビ局や新聞社が教室に入り、有吉市長を始め、子どもたちにインタビューをする様子が紹介されました。

翌日、子どもたちに「テレビを見ましたか?」と尋ねると七〜八割ぐらいの児童が、「見た!」と応えました。かなりの美味だったようで、すごい食べっぷりでした。



### 【バードウォッチング】



## 7月～9月の主な行事予定

- 7月19日(金) 終業式
- 8月3日(土) 出校日(平和学習) 午後:教育フォーラム
- 8月25日(日) PTA資源回収
- 8月26日(月) 2学期始業式
- 8月27日(火) 給食開始
- 8月31日(土) 親子除草作業(給食有り)
- 9月2日(月) 振替休日
- 9月6日(金) PTA役員全体会 19:30
- 9月28日(土) 運動会前日準備
- 9月29日(日) 宮若西小学校運動会



### 夏休みのサマースクール(補充学習)について

2学期始業式後、8月28日(水)～30日(金)の3日間に位置づけます。

### 児童生徒の写真・動画の取り扱いについて

入学式、卒業式、運動会、体育祭など学校における様々な行事の中で、お子様を写真やビデオで撮影される方がいらっしゃいます。特に集団での演技等では、お子様と一緒に他のお子様が写ることがあると思います。それらのデータを一度インターネット上にアップロードされますと、情報の回収はきわめて困難となり、以下三点のような問題や悪用の危険性が出てきます。

- ①「肖像権の侵害」承諾のない写真をインターネット上に公開した場合、肖像権の侵害にあたります。
- ②「なりすまし被害」インターネット上に公開された写真を勝手に利用(コピー)してインターネット上でその人になりすまし、他人を誹謗中傷する書き込みをしたり、他の児童生徒を誘い出したりする危険性があります。
- ③「ストーカー被害」写真を見た人が、好意を持ち、学校や自宅などを特定し、ストーカー行為をする危険性があります。

※ 合わせて、お子様所有の携帯スマホの写真・動画の取り扱いの管理をよろしく願います。

